

習志野市障害者自立支援協議会専門部会及び運営会議設置運営要領

平成 23 年 5 月 2 日

この要領は習志野市障害者自立支援協議会設置要綱第 6 条に規定する専門部会及び運営会議の設置、運営に関する事項を定めるものとする。

第 1 専門部会

(専門部会)

第 1 条 習志野市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という）に次の専門部会を置く。

(1) 相談支援成人部会

障害者の相談支援に関する課題について協議を行う。

(2) 相談支援児童部会

障害児の相談支援に関する課題について協議を行う。

(3) 就労支援部会

障害者の就労に関する課題について協議を行う。

2. 専門部会は前項で規定するもののほか、協議会の求めに応じ障害者の福祉について必要な事項を協議する。

(会長および副会長)

第 2 条 専門部会には部会長と副部会長各 1 名を置き、専門部会の委員（以下「部会委員」という）の互選により定める。

2 部会長は専門部会を総括する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(部会委員)

第 3 条 協議会の委員は、原則いずれかの専門部会に所属するものとする。

2 部会委員は、自身が所属する専門部会以外の専門部会に参加する時は、参加を希望する専門部会の部会長の承認を得なければならない。

(会議)

第 4 条 専門部会の会議は、部会長が招集し議長となる。

2 専門部会は、部会長及び過半数の委員の出席をもって開催する。

3 部会委員は、会議の出席が困難な場合には、職務を代行するにふさわしい者を代理出席させることができる。この場合、事前に部会長の承認を得なければならない。

4 前項の代理出席が、部会委員数の 3 分の 1 を超える場合は、会議を開催することができない。

(関係者の出席)

資料⑥ 習志野市障がい者自立支援協議会専門部会及び運営会議設置運営要領

第5条 部会長は、必要に応じ部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会で決定する。

第2 運営会議

(運営会議)

第7条 協議会に運営会議を置く。

(所掌事務)

第8条 運営会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の円滑な進行を行うための協議
- (2) 各部会の進捗状況の確認
- (3) その他協議会の求めに応じ協議会運営に必要な事項

(委員長および副委員長)

第9条 運営会議には委員長と副委員長各1名を置き、運営会議の委員(以下「運営委員」という)の互選により定める。

- 2 委員長は運営会議を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(運営委員)

第10条 運営委員は、次の者で構成する。

- ア. 協議会の会長及び副会長
- イ. 専門部会の部会長又は副部会長

(会議)

第11条 運営会議は、委員長が招集し議長となる。

(関係者の出席)

第12条 委員長は、必要に応じ運営委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、協議会で決定する。